

第23回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年4月21日（水）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（報告事項）

- ・議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について

（前回提案された事項）

（第22回資料）

- (1) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)・・・別冊1
- (2) 協議第55号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)……………別冊2
- (3) 協議第56号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)……………別冊3
- (4) 協議第57号 第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて
(協定項目25-25-②)……………別冊4

5. 次回の協議事項について

（提案説明）

（第23回資料）

- (1) 協議第58号 その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて
(協定項目25-27-③)……………別冊1

6. その他

- ・次回の会議日程等について

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	湯前 則子委員
福島 英行委員	新村 俊委員
前田 終止委員	宮田 揮彦委員
吉村 久則委員	上村 哲也委員
津田和 操委員	榎木 ヒサエ委員
小原 健彦委員	永田 龍二委員
西村 新一郎委員	徳永 麗子委員
笹峯 護委員	松永 讓委員
東麻生原 勉委員	岩崎 薩男委員
池田 靖委員	児玉 實光委員
徳田 和昭委員	原田 統之介委員
川東 清昭委員	
常盤 信一委員	
木場 幸一委員	
黒木 更生委員	
迫田 良信委員	
浦野 義仁委員	
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久 保明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
大庭 勝委員	
脇元 敬委員	

会 議 欠 席 者

川畑 繁委員
原 京子委員
山口 茂喜委員
松山 典男委員
石田 與一委員
砂田 光則委員
狩集 玲子委員
八木 幸夫委員
林 麗子委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**23**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして川畑繁委員、原委員、山口委員、砂田委員、狩集委員、松山委員、石田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日で第**23**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会を開催させていただきましたところ、大変皆様方にはお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。なお、本日もまた午前中におきましては、第**16**回目になりますけれども、新市の議会議員の定数及び任期に係る小委員会が開催され、熱心なご議論をいただいたというふうに伺っているところでございます。心から感謝を申し上げたいと思います。さて、新市のまちづくりに係りますいわゆる小学校高学年あるいは中学生を対象とした合併の情報誌、キッズ情報というのを先般お示しをいたしまして、これを市町村の教育委員会を通じて各学校に配布をさせていただいたところでございます。今後皆さん方に大いに活用していただくのではないかと期待もいたしているところでございます。なお、お手元には新市まちづくり計画の冊子が届いているかと思います。これにつきましては3月**25**日に協議会で承認をいただき、その後県との正式協議を終えて作成したものでございます。どうぞまた後ほどお目通しをいただければというふうに考えているところでございます。本日も多くの議題を抱えての協議会でございますけれども、途中休憩等も入れながら進めてまいりたいと思いますので、どうか委員の皆様方のご協力と熱心なご協議を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくごあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料2ページからでございますが、諸般の報告として協議会の行事等について整理をさせていただきますので、

お開きをいただきたいと思います。4月の8日に第**22**回の協議会が開催されましてからそれぞれ各部会、分科会等が開催されております。これらについてはこのようなスケジュールで開催されましたので、お目通しを願いたいと思います。それから、4月の**15**日でございますけれども、第**23**回の幹事会が開かれております。この幹事会につきましては、本日協議会に提案する事項といたしまして選挙管理委員会の関係の事務に関する取扱いについて等協議するとともに、幹事会で決定するいわゆるBランクの事項等について協議を行っております。また、併せまして、前回協議会に報告されました議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過、結果等についても併せて報告をいたしましたところでございます。それから、本日、ここには整理をしてございませんけれども、4月の**16**日（金曜日）におきましては人事分科会が開催されておりますけれども、別途併せまして農業委員会の会長、会長代理の会、局長会併せまして横川町で開催をされました。第4回の会議でございました。それから、4月の**21**日、本日が第**23**回の協議会でございます。今後の予定につきましては下の欄の方に整理をしてございますので、お目通しを願いたいと思います。それから、先ほど会長のあいさつの中でございましたが、冊子を配付いたしておりました。これらにつきましては本日協議会委員の方々にお配りをいたしました。併せまして、この冊子作成にあたりましたフォーラム委員の方々でありますとか、あるいは各市町議会の議員の方々にも併せて配付をし、関係者の所へもそれぞれ配付をする予定にいたしております。またお目通しを願いたいと思います。それから、今、協議会を取り巻く状況、特に事務局関係でございますけれども、若干ご報告を申し上げたいと思います。4月の1日に電算システムの統合化の向けて電算班の設置をさせていただいたところございまして、職員の紹介もさせていただいたところでございますが、現在この電算班がスタートいたしまして基幹系電算システム統合の作業を鋭意進めているところでございます。2月の合併目標に向けましてその作業を進めていくということになります。なお、また、今後並行いたしまして、電算の関係につきましては、本庁と総合支所間の情報を結びますネットワークシステムの構築でありますとか、それから、この基幹系以外の部分のいろいろな業務がございます。いわゆる私どもは情報系と申しておりますけれども、財務会計のシステムでありますとか、人事、給与の関係でありますとか、農家台帳のシステムでありますとか、そういうようなシステムにつきましても整備をいたすことにいたしております。これらの経費につきましてでございますけれども、現在この作業を進めながら、電算情報部会と、それから合併事務局等とでその作業を進めているところでございます。必要な経費の算定を、積算作業を行っているところございまして、今後そこら辺を取りまとめをしながら、各市町の議会が6月に今後予定されることになろうかと思いますが、整理の上で予算の補正をお願いするという形になろうかと思っております。いずれにいたしましても電算関係業務についま

しては合併までに安定した稼働ができるように進めてまいりたいと思っているところ
でございますので、現在またその積算中でございますから、改めましてまた状況が整
いましたら、皆様方にもお知らせをしてまいりたいというふうに思っております。本
日のところは今以上のようなところでございますので、取りあえずのご報告という形
に代えさせていただきたいと思えます。諸般の報告につきましては以上でございます。
○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、諸般の報告について何かございま
せんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。
続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事に入ります前に、議会議員の定数及
び任期検討小委員会の原田委員長から本日開かれました小委員会の協議結果の報告に
ついての発言を求められておりましたので、ここでお願いをしたいと思えますので、
よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長

（原田 統之介）

それでは、報告させていただきます。本日午前中に行われました第**16**回議会議員
の定数及び任期検討小委員会におきまして議会議員の定数と任期についての小委員会
としての意見がまとまりましたので、本日は取りあえず口頭で報告をさせていただきます。
小委員会の決定方法につきましては、無記名投票を行いまして、定数特例を適
用することに決定し、小委員会としては全員一致で定数特例を本協議会に提案するこ
とを確認いたしました。決定の1でございます。議会議員の定数及び任期について、
1、新市の議会の議員の定数は**34**人とする。2、ただし、市町村の合併の特例に関
する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される
議員の任期に相当する期間（4年間でございますが）に限り新市の議会の議員の定数
は**48**人とする。また、選挙区については関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区
の議員の定数は次のとおりといたします。本来の定数**34**名を人口割し、それに各市
町にそれぞれさらに2名ずつ均等に割り振る。2名ずつ増やしましたのは人口の少な
い町の意見を反映させることを配慮したものでございます。区域ごとの議員の数は、
国分市の区域が**16**人、横川町の区域3人、霧島町の区域が4人、福山町の区域4人、
溝辺町の区域4人、牧園町の区域5人、隼人町の区域**12**人ということでございます。
なお、特例適用後（つまり4年後ということになります）の一般選挙からは選挙区
は設置しないということです。在任特例ではなく、定数特例を適用する主な理由とい
たしましては、前回は報告いたしましたが、合併をして新市が誕生するので、選挙を
すべきだ。今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが本来のやり方である。始

良中央地区1市6町新市将来構想住民アンケートの調査結果では**53%**の方が即選挙を望んでおられる。それから四役も辞める、首長、助役、収入役、教育長ということですが、辞めるので、議員も選挙をすべきである。それから、最後に住民は新しい市の議員を選ぶ権利があるといったような理由で、在任特例ではなく、定数特例を適用するということになりました。なお、小委員会での協議の経過等を含めまして次回第**24**回の協議会において正式に文書で報告させていただきます。以上、報告させていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま原田委員長さんの報告がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。（「1点だけ確認をしたいんですが。」という声あり）、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、原田先生の方から報告がありましたが、その中で無記名投票の結果、全会一致という報告をされましたけれども、票数について確認をしたいんですが、それは全会一致ですか、それとも票数は分かれましたか。以上です。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

ここで座ったままで報告させていただきますが、全員一致でその定数特例を確認するというのは、表決後そういうことを確認したということでございまして、表決の結果は意見が分かれましたが、多数意見に従って全員一致で本協議会には定数特例を提案するという事になったわけです。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

その票数は何対何でしたか。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

委員会として報告する必要がないということになったんですが、8対6でございました。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

はい、いいです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにごございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

ほかにないようでございますので、議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告は終わらせていただきます。次に、議事の(1)、協議第**38**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）を議題といたします。本件につきましては前回の提案説明の段階で委員の方々からたくさんの質問や意見が出されております。農

林水産部会から説明を行ってまいります。前回の会議を踏まえ、特に、まず一つは、各農業委員会とこれまで調整してきたその状況について、農業委員会の考え方が最初はこういう状況だったけれども、最終的にはこういうふうになってまいっていますと、その状況。幹事会でしばらく継続協議扱いとされていましたが、首長等と農業委員会の会長さん方との協議もなされ、全部の農業委員会の合意まではいかなかったけれども、多数の農業委員会が農業委員会は一つでもよいとの考えになったこと。そして行政機関の一体性などから判断をし、幹事会として農業委員会は一つと取りまとめに至ったその状況。二つ目には、前回の協議の中で、幹事会で取りまとめた結果については、それぞれの農業委員会事務局長を通じ既に連絡をしてあるとのことでしたが、その点についてと。さらに、4月16日に再度農業委員会会長会、代理の会を開催し、協議会へ上げることについての説明を行うということでございましたが、その会長会で説明を行い、しっかりと説明を行い、会長さん方の了解もとられたということ。そしてその場で会長さんの方々から出された意見についてもこれらも含めて補足説明を行っていただきたいと思っております。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

皆さんこんにちは。説明に入ります前に1点だけ訂正とお詫びをさせていただきます。4月8日の事前提案時、今国会に提案されている農業委員会法の改正案の中で農地部会の必置制度について国会を通過した旨の回答をいたしました。年金法等の改正案の審議が滞っているということで、確認しましたところ、まだ通過しておりません。そのうち通過するというじゃないかというような話でしたが、お詫びして訂正いたします。それでは、説明をさせていただきます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、4月8日の事前提案の際、会長、会長代理の会、専門部会、幹事会での協議の経過をご説明申し上げましたが、若干説明不足等もありましたので、本日再度ご説明をさせていただきます。まず、本件につきましては、第1回目の会長、会長代理の会議が今年の9月2日に開催されております。この会では1市6町の区域の面積が広いなどの理由により二つ以上の農業委員会の設置が必要であるんじゃないかというような意見が多数出ております。次に、2回目の会長、会長代理の会が11月19日に開催されております。この会では、仕事の内容が同じ、調査範囲で行動しやすいなどの理由により1市6町を南北に分けて、隼人、国分、福山の1市2町と溝辺、横川、牧園、霧島の4町の区分により二つの事務局を設けるという案が、6町が一つでよいという、失礼しました、6町が二つでよいという会長さん方の話、それから1町が一つでよいという会長さん方の話がなされております。また、選挙による委員の定数は、それぞれ事務局ごとに20人とし、選挙による現在されている委員さんの任期は、在任特例を適用し、平成17年7月19日までとする具体的な調整案がまとまっております。会長、会長代理の調整案の決定を受けて、年末の12月26日

農林水産業専門部会を開催いたしました。専門部会では特に事務局の数につきまして慎重に協議しましたが、具体的には会長、会長代理の会の決定事項を尊重して幹事会に提案するという決定がなされております。その調整案は、4月8日の事前提案の当日配付の資料2ページに掲載してありますように、四つの項目になっております。1月8日開催されました第1回幹事会では、専門部会の提案に対して、一つの事務局設置とした方が行政区域と農業委員会の区域が同一となるので、施策が運営しやすく、政策や方針の一体性の確保が図られるなどの理由から一つの農業委員会の設置が望ましいのではないかとの方の意見があり、一つの農業委員会の設置という案が出されました。当日は結論に至らず、各首長、市長さん、町長さん方、あるいは助役さんと会長、会長代理の間で協議していただいたらというような話が持ち上がり、幹事会預かりの継続審査となっております。その後各市町で協議が行われ、第3回目の会長、会長代理の会が2月16日に開催されております。当日の協議結果は、採決は行われませんでしたけど、「二つの農業委員会の設置が必要」と言われる会長さん方が3名、「一つの農業委員会の設置でよい。」と言われる会長さん方が4名ということでございました。しかし、「二つの農業委員会の設置が必要」と述べられた会長さん方から、一つの農業委員会では、市民あるいは町民、農家へのサービス業務は衰えるのは明白であるので、最低でも1期3年間は二つの農業委員会を設置することを幹事会の方に上げてほしい。また、この意見は最高の決定機関である協議会で決定してほしいという要望が出されております。その後3回の幹事会が開かれましたが、いずれも結論に至らず、継続協議となりました。専門部会といたしましては、いずれの幹事会におきましても、2月16日、会長、会長代理さんの話し合いで決定した二つの農業委員会を設置してほしい旨の要望をいろいろと申し上げております。これらのことから幹事会から協議会への提案方法につきましては、専門部会の調整案をそのまま提案して、幹事会としての附帯意見を付けたらどうかというような議論も交わされました。しかし、4月2日の第5回幹事会では、一つの農業委員会設置の意見が多いのに、専門部会の調整案に幹事会の附帯意見を付けるのは誠実さがなく、協議会に提案する幹事会の責任からも一つの農業委員会の設置という調整案が取りまとめられて、4月8日事前提案をしたところでもあります。その代わりに、会長、会長代理の会の意見は文書で協議会に資料として添付するということになりまして、また、幹事会では、農業委員会を一つ置くにあたっては、農業委員会の効率的な運営や事務局の推進体制に十分留意すべきであるとの意見もあり、4月8日の事前提案日に資料として配付されたところでもあります。さらに、幹事会では、農業委員会を一つ置くにあたっては、農業委員会の効率的な運営や事務局の推進体制に十分留意すべきであるとの意見もあり、事前提案のこの資料に添付されているところでもあります。なお、事前提案の時、農業委員会の会長等は一つの農業委員会の設置について協議会に幹事会の調整案として提案され

ているのを承知しているかとの質疑がありましたが、この件につきましては、先ほど会長さんの方からも話がありましたように、分科会長が各市町の農業委員会に、事務局に内容を電子メールで送信しておりました。また、4月16日、会長、会長代理の会を開催し、報告をいたしました。この会では二つの農業委員会を設置するように多くの意見が出ました。1期3年間は二つの事務局を設置いただきたい。その後は一つでよいという意見がございました。このようなことでこの農業委員会の事務局の設置につきましては、是非とも最高の決定機関である協議会で協議していただきたいという要望がございました。以上であります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまこれまでの経過等も含めまして補足説明がなされたところでございますが、この点につきまして早速協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお伺いいたしたいと思っております。はい、松永委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

経緯、経過につきましては、先に事務局より説明がございましたので、省略いたします。私は福山町農業委員会会長といたしまして、去る4月16日開催されました農業委員会会長、会長代理、事務局長会議に出席いたしました。その会議で議長を仰せつかったわけがございまして、本日開催されます合併協議会で是非発言していただきたい旨強い要望がございましたので、その一部を説明いたしまして皆様のご了解をいただきたいと思っております。高齢化が進み、遊休農地及び荒廃地が今後一層増えるため、農業委員の活動は農地流動化を含め一層多くなることは確実である。合併の趣旨は行政改革であるが、農業改良普及センターも合併されるため、農業指導、相談等が低下するので、農業委員の活動が特に要求されるのではないかと。農業委員会を二つ設置すると5,800万円増とあるが、現在の1市6町から見ると6,400万削減されるので、十分な合併の目的を達成しているのではないかと。新規に職員を採用されるのではなく、現行の職員で対応できるので、当分は人件費増にはならない。それから、現在108名の農業委員が47名になると、現地調査等農業委員の活動範囲が広くなり、農家との接触も少なくなる。最初から農業委員会も小委員会を設置できなかったのか。幹事会の意見で決まるのであれば、協議は何だったのか。無駄だったのか。それから、農業委員の報酬は月額5万円程度で、期末・勤勉手当もなく、調査日数を増やしても費用弁償700円支給されるだけであり、今後農業委員になる人がいないのではないかと。以上のような点から農業委員会事務局を1期3年間2箇所設置していただきたく、農業委員会会長、会長代理により強い要望がございました。なお、委員の任期、定数につきましては何ら異論はありませんでした。なお、協議会に提案されました内容は、幹事会と会長会の合意がなされておられませんので、今回は取り下げいただき、再度会長会、幹事会で調整し、合意の上、再提出されるようお願いいたします。以上でござ

います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この前回提案、前々回提案し、協議を継続しておりますこの件につきまして、今二つ設置すべきではないかという趣旨のご意見がございましたが、同じようなご意見の方いらっしゃいませんか。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今までの経過は説明で十分分かりました。0 mから**900m**に及ぶ農地を持っているこの地域でございます。この前の会の時出ましたように、こういった地域における農政の方向、そういったものは一つでいいのかなあという意見も出たと思います。そうであるとするならば、今までの経過の中でご説明がないと思うんですが、農地法の関係ですね、農業委員会等に関する法律の中で**第19条**の2項の関係、いわゆる**21**人以上の、選挙によって選任される委員が**21**名以上の場合は部会を、1ないしは2以上の部会を設置することができると思いますが、その件については今まで執行部の方では議論はされなかったかどうかお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

お答えします。1委員会の、今、農業委員会法の改正案が上程中でございますが、国会の方に上程中でございますが、この中では、今、県の方から聞いておりますのは、農地部会につきましては設置の、部会の設置は自由ということになる見込みであると。ですから、**21**名、当初**11**月の段階で**20**、**20**にしたのはそのところがあったわけです。定数を幾つにするか。現行の1農業委員会の場合では**40**名です、法の中では。それで逃げ道としまして二つ設置した場合を想定した時は**20**、**20**で農地部会も設置しなくていいと。そこいらのところを事務方としては考慮しまして**20**、**20**の案が浮上したと。**20**でありますと現行法でも農地部会の設置はしなくてよいと。ただ1農業委員会の場合の現行法の場合は設置が必要になってくると、そういうことになります。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

ただいまは二つ設置した場合は**20**、**20**ならいいと。しかし、一つを、一つにするんですよという提案がなされておりますよね。そうした場合には**21**名以上になりますよね。であれば農地部会の設置は、もちろん新市における条例事項だと思いますけれども、条例で設置、条例事項で設置するとなりますけれども、その辺の議論は1市、この今の提案されているのは一つの農業委員会とするということでございますので、先ほどの質問は二つの、いや、答弁は二つの場合を答弁されたと思います。一つになったから議論があつてしかるべきじゃないですかね。もう1回質問、答弁してください。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

21名を超えますと現行の法律では農地部会の設置が必要となります。ただ、今、国会の方に上程がされておりますのは、今の年金法の改正等がなければ、3月中には一応法案としては通過する見込みでございました。そして6か月の期間を置いて10月から公布がされる予定でございました。そして合併はその後、年が明けまして2月という予定でございましたので、その時の情勢といたしましては、農地部会の設置は、法も改正がなされておる関係で設置が必要でないんじゃないかなろうかという見込みで協議がなされております。ただ、今の現段階では、委員のおっしゃるように、農地部会の設置が現行法では必要であります。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今説明されたあなたのご意見だけです、私が聞いているのは、部会とか、専門委員会で協議がなされなかったのかどうかということを知っているんですよ。あなたの一人の考え方じゃないと思います、私が質問しているのは。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

部会の方ではその旨の説明もいたしました。会長さん方にもこの旨の説明をしましたら、現行の法では、現行法で法が改正になっていないんだから、そのところは協議しなくていいというようなそういう話が出ましたので、改正案の話等もそっから先はできておりません。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今そこん新しい法律はその辺はどういった仕組みになるんですか、案は、案ですよ、法律案。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

新しい法律案の方は、ここの部会の設置というのは任意であるということになります。ですから、現行の法でいきますと現地調査等は農地部会の専任事項というような形になってきます。会長さん等の下に会長代理さんが置かれまして、部会長が設置がされると。そして、現地調査等は現在のところ1市6町は会長さんの下で動いておりますが、農地部会が設置されますと農地部会の専任事項という形になってきて、現地調査は21名で行わなければならないと。現在各市町で行っております、108名の委員さんがおられますが、そのうちの方々では、結局21名だけが現調を行って、ほかの方々につきましては、農政部会なり、そういう部会に所属をしていただく形になります。ですから、農業委員会の本来の仕事、仕事等が農地部会にだけ集中してくる形になります。現在は各市町ですね、横川の場合で言いますと、14名委員さんがおられますが、現地調査は班を組みましてこの方々で4班で回るとような形になります。ですが、農地部会が今度は1市6町の中に設置がされますと、選挙委員が40名、それから公選委員が47名になりまして、このうちから21名の方が農地部会に

所属するということになります。そして農地部会以外は、農政部会なり、農産部会なり、そういう部会が設置がなされるという形になります。現地調査等におきましてはこの**21**名の農地部会の方々が専門的に行うということになります。ほかの部会の方は、協力はできても、現地調査とか、そういうのにはタッチはできないという形になります。農地部会の、現地調査等は農地部会の方の仕事というような形になってくるようであります。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今の質問、答弁なんですけれども、**20**人以下の農業委員会にあって農地部会を設置した場合が今のそういった質問になって、解釈でよかったんじゃないですかね。はい、農地部会だけ、ほかの部会も設置できると思うんですよ。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

農地部会、**21**名を超えますと農地部会は必置になっております、現在の法律では。ですから、活動が、農地部会と、現在県内では農地部会、この部会等が設置がされておりますのは鹿児島市のみであります。それでいろいろ問い合わせてみますと、委員さんの活動日数の違いが出てきますよという指摘がございました。鹿児島市と、それから県の農業会議等の方に聞いてみますと、活動の日数の違いが生じますと。農地部会を設置するとなりますと農地部会の方の仕事の関係が多くなる。農政部会におきましては、農政部会あるいは農産部会とか、そういう他の部会につきましてはその会等に、専門的なそちらの方にだけ出会の要請が出てきますよという説明でございました。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

先ほど福山町の農業委員会の方から言われましたけれども、幹事会、会長会でまだ結論が出てない、案が出てないわけですから、次回に持ち越したら、ていただきたいという要望があったわけなんですけれども、今ここで意見を聞いていますと、どうもそこを乗り越えての意見みたいに聞こえるんですが、次回に送るということにはならないわけですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そこの整理をする前に、今ちょっと二つの意見についてお聞きをしていたんですが、提案をいたしましたものを、これはもう1回整理をしたいと思いました。今、西委員の部分もございましたので、まずですね、二つの意見がありました。それに関連して今質問をちょっとお伺いをしているんですが、こっちをちょっと整理をさせていただいて、今、延時委員が言われる部分の中で、少し部長、部会の方で明確に答えていただきたいのは、必置規制から規制緩和がされて部会を置かなくてもいいですよということは、弾力的に農業委員会の運営をしていきたいと思いますよという趣旨が入っているんじゃないんでしょうか。そこを説明されないと、それが今現在の法案ですよということをされると全体ご理解がいただけるんじゃないでしょうかね。元に戻るんじゃなくて、

緩和をするんですよと、そのところを、はい、部会。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

失礼いたしました。県の方から入手しておりますこの所をちょっと読み上げてみますと、「選挙人定数**21**名以上の農業委員会においては、現在必置となっている農地部会の必置を任意とするとともに、その区域内を分けて複数の農地部会を設置することができることとする。」ということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

私が、この前の議員の方々の意見の中に、最初申し上げましたように、0 mから**900**mの耕地があるんだと。そういった広がりを持っているこの地域に同じ物差しだけではできないはずだと。下場と上場ということもありますので、そういった地域的な考え方に持った農政、農業の進め方、そういったものは議論されてもいいんじゃないかなと思います。したがって、今まで出ておりました農地部会という地域関連ではなくして、地域部会ですね、上場と下場の、そういったものをつくって、それで徹底した議論をし、そしてこれから先の農業の振興を図っていくと、農政の振興を図っていくということは議論されてもいいんじゃないかなあと思うものから言うわけです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その辺の部分についてもうちょっと、前回の資料で出された意見の中にそういうことを議論されていらっしゃらないんですか。はい、部会、ちょっと説明されないと。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

今、委員のおっしゃったそのところまでは議論は尽くせておりません。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

11月あたりの会におきましては、二つの委員会設置という考え方が六つの農業委員会であったというようなことでしたけれども、その後首長などとの意見交換調整された後においては一つでいいという町が多かったというようなことで、今現時点では3対4というような形になっているようではありますが、今回また**16**日の会長会を踏まえて松永委員の方から意見がありましたけれども、聞いている中で非常にその農業委員会会長会あるいは幹事会の中でまだ十分協議がなされていないんじゃないかというような感じを受けるわけですが、その辺で、今、延時委員からの意見にもありましたように、例えば、一つにした時の農業委員会の運営の在り方まで掘り下げて十分議論を尽くした形で再度協議するような形はできないかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大変恐縮ですが、前回出された農業委員会の定数及び任期に関する取扱いの当日配

付資料ですね、この中には今のような問題も含めて十分議論をして、どういう附帯意見を付けましたよというのが幹事会からの報告ではないかというふうに承っていると
ころなんです、十分議論をしていないというのは、議論していないものを上げてもら
うと困るわけですが、十分議論して継続審議、農業委員会で議論されたという
ことではなくて、農業委員会でも議論はされました。幹事会でもずっと議論をされ
ましたよということ踏まえてこの、前回そういう形で帰って説明を受けたような気
がしますし、その二つ置かなければならないものの主な理由はこういうことでした。
一つのもはこういうものでしたということまで資料として付けてございます。先ほ
ど延時委員がおっしゃいましたように、農地は広いと、きめ細やかな活動はできない
のではないかと、こういった議論もされて、それぞれ意見が集約されたのがこの部
分ではないのかなというふうに私は承知をいたしておりまして、協議会の会長として
提案をさせていただいたということでございますが、その辺少しどういうことなのか。
部会と幹事会とありますよね。幹事会で議論された、部会で議論されたこと、幹事会
で議論された結果をまとめてここに出されておられるわけですので、その総合的にご
答弁いただかないと、趣旨が皆さん方にご理解できなくなれるんじゃないでしょう。
部会の議論をしているわけではなくて、幹事会として出されたわけですので、部会
でも議論がありました。幹事会ではこうでしたよというその辺を十分にもう少し説明さ
れないと、はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

先ほど延時委員さんから大変貴重な提案といいたし、ご意見があったんです
けれども、延時委員さんにお伺いしますが、延時委員さんの考え方は、農業委員会は
一つでも、地域部会をつくれれば結構やっていけるのではないかと趣旨を踏まえた
ご意見だったのでしょうか。お伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

全くそのとおりです。そんな代わり、農地部会じゃないですよ。地域部会という言葉
で、自由にできるんだからということなんです、はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今のその辺の議論はされたんじゃないんですか。はい、どうぞ、部会。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

先ほど分科会長が申しあげましたように、地域部会の話までは、まだそういう、先
ほど私の方から言いました南と北に分けて、隼人、国分、福山、あるいは溝辺、横川、
牧園、霧島、地形が似通っているからというそういう二つに分ける案では、下場の方
は農地の転用なんか非常に多いというような状況、あるいは上場の方は流動化の方
の斡旋とか、そういうのが多いというようなこと、そういうことは十分協議をしてま
いっております。そこまで二つに地域の分けてというのは、そういう意味で上と下、

4と、1市2町と4町というような形で、そういうことは協議をしております。先ほど会長さんの方から幹事会の話がありましたけど、4月8日の当日配付の資料につきまして、1ページに農業委員会委員の定数及び任期に関する取扱いの当日配付資料ということで、幹事会の協議内容がここに掲げてございます。農業委員会の会長さんの会を3回していただき、専門部会を1回して、そして幹事会で5回ほどこの件につきましては協議をしていただきました。そういうことで最終の4月2日に幹事会で一つの農業委員会ということでまとまったわけですが、そのまとまった経緯につきましてここに、1ページに掲げてあります。大きく、1番目に行政機関の一体性、2番目に農業委員会運営の概要、農地面積が減少しているというようなこと。それから担当エリアの比較の関係、それから農業委員会の人数の関係、一つにした時に選挙委員が**40名**と専任が7名、二つした時には、二つに、**20人**、**20人**に7人、7人の**54名**ということ。それから二つ置くと事務局経費がかさみますよというような関係、それから、3番目に農業委員会会長会で出された二つの農業委員会を置く理由についての検討もここでなされております。それから、また、4番目には、一つ置くにあたっては、農業委員会の効率的な運営及び事務局の推進体系に留意すべき事柄、これにつきましては総合支所方式というのが前の協議で決まっておりますので、その辺の各旧市町においての受付業務の関係、それから現地調査の関係とか、そういうものも検討せんないかなというようなことですね。それから、この第5番目は、法では**40人**以下となっているが、**40人**としたのはどうなっているかというような意見も出ております。そういうことで幹事会の取りまとめとしては、専門部会といたしましては、会長さん、会長代理さんの二つの事務所を設置してくださいということをあくまでもお願いしてまいりましたが、先ほどから申し上げますように、大方の意見でこういう一つの調整案ができたという、調整案に至ったという経緯でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

例えばですね、この4のまた、農業委員会を一つに置くにあたっては、農業委員会の効率的なということについては、法律が必置規制から弾力的になるとすると、今、延時委員がお話になったように、方法論を考えて運営するというようなことを一つになったら考えるべきではないのかということが協議をされたのではないかと、私こういうふうにかがえるものですから、そのことを聞いてみたわけですが、ですから、幅広くいろいろ議論された結果がこれに集約されて幹事会として上がってきたのではないかと。部会という意見じゃなくて、幹事会で決められたところに、部会で来ておられますので、その辺を総合的に言っていただければ、そういう趣旨ではないんですかね。この置くにあたっては、こういう運営方法とか、こういったことを十分留意してやってほしいということを協議の中では議論がされましたよということではないかと思えます。そこをちょっともう1回触れてみて。はい。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ただいま、私が言わなくても、会長さんの方から説明していただきましたように、そういうことを協議して一つということで4月8日の事前提案ということに至ったということで、幹事会の取りまとめでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに、これはやっぱり二つ置いた方がいいという意見の方おられませんでしょうか。はい、延時委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

さっき、今のご答弁からしますとですねちょっとおかしいと思いますよ。というのは、資料をいただきました。その中に、この前の会の時当日配付でいただきました別紙1を見てください。別紙1の中には、年月日を見ますと**16年**の1月**29日**提出、いわゆるこの協議会に二つの農業委員会を置くんですよということで提出されようとしておったんですよ。そうですね。ここまではまとまっていると思うんですよ。それがその後いろいろなご意見等があって今提案されている新市に一つの農業委員会を置くということで今度は変わってきたわけでしょう。一つの農業委員会を置くことに、4月の**21日**提出ではですね。あんたたちが出された資料の中に1月**29日**には、**29日**、**19日**、**29日**ですね、**29日**のこの協議会に提出するように会長名でちゃんと二つの農業委員会を置くということに案はできておったわけでしょう。それでそれが今度は一つに変わって、その意味では大きな変更があったと思うんですよ、農業委員会会長会、いろんな面で。法律改正も将来あると。法律改正では**21人以上**の場合は部会を置くこと必置制はないけれども、任意だと。二つに置くという議論の中に、いわゆる地勢が相当違っている。だからして二つに置きなさいということで最初は決められたと思うんですよ。それが一つになったというのは、法律の改正もあって、であれば、こういったような地域的な地域部会をつくっていけばクリアできるなあというぐらゐの検討は事務局であれば議論されてもよかったんじゃないですかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと今のところの部分についても誤解があるといけないと思いますので、この調整案の1月**29日**のこの別紙1については、こういうご説明策は、農業委員、ここをちょっと説明してください。置くことについてどこから出て、調整案が部会から出されたんだけど、幹事会でと、ここ辺を言われないと、幹事会で決定して出すという形になったというふうな部分の、そしてその後の経過を先ほど言われましたけれども、資料をちょっともうちょっと説明していただければ、はい。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

先ほど補足説明の時に申し上げましたように、専門部会といたしましては1月8日の幹事会に、第1回目に、ここにございます四つの項目、1月**29日**言われた分を提

案いたしました。そして4回ほどいろいろと協議をしていただきましたが、やはり幹事会の意見の多数が一つでいいというような意見でございました。そういうことで4月2日の幹事会でこの四つの項目が三つに、いろいろな理由を先ほど申し上げましたけど、それらで調整されて4月8日に事前提案という形で至ったということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

先ほどですねその4月16日の会合の結果を松永会長さんの方から報告いただきました。その報告はもう1回協議をさせていただきたいと、幹事会と部会と分科会を調整をさせていただきたいという趣旨の発言だったと思うんですよ。というのは、三者の合意がなされていないと、なされていないのをどうしてこの協議会で決めなきゃならんのかと。それは意見の一致をみてくださいというわけじゃないですよ。方向性を示していただいた時に初めてこの協議会で協議することになるんじゃないかと、こういう趣旨の松永委員の発言だったというふうに解しますが、ここについて松永委員間違いないですか。そのように解したんですか。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

間違いございません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少しちょっと整理をせんといかんと 생각합니다。意見がまとまらなかったけれども、その合併協議会でそのものを言ってくれということと、合併協議会で決定をしてくれというのがその委員会の趣旨なんですか。そこをちゃんとしていただかないと、合併協議会で決定してしまうんじゃないと。自分たちが決めるんだということなのか。自分たちの所ではこういう意見も出たけれども、その意見をこの協議会に述べていただいて、協議会で決定していただだけませんかというそのところを正確にちょっと。先ほど事務局の方からもその話をされたようでしたけれども、そのところを、ここに、前で決まるようであれば、もうここに上げる必要はないんですよ。ですから、先ほど部会の方から言われましたように、何回目かの結果の中で合併協議会の方で決めていただくようにという趣旨のことを言われたと思うんです。そこ辺をもう1回繰り返して、そして松永さんの方は、4月の16日にあったことについては、議長さんだから、こういう意見もあったということ強く伝えてくれないかと。ついでには、もう1回検討させるという形のことも付け加えて言っていただけないかという趣旨だと思うんです。それをお諮りをせんといかんと 생각합니다が、基本的にその前の段階で、ここに上がってきているということは、そういう議論を踏まえた上で合併協議会において決をとってくれということで会長会としても了解をされているというふうに私どもは受け止めてこの場だというふうに理解しているんですが、そこをちゃんと整理をしていただきたい。先ほどの説明ではそういうことをお伺いしたんですけど、組織的に

は、この協議会があり、幹事会があるわけですね。幹事会が提案理由を整理するという形になっているわけですが、幹事会において議論する中で、その他農業委員会等いろいろ意見はあるということについては、これはもう当たり前のことだろうと思います。その農業委員会で出された意見も十分にこの場に幹事会としてもこういう意見が出されましたよということを出されて、あと協議会において決定をしていただきたいということでこの提案がなされているということで理解をいたしているところですが、そこをちゃんと整理しないと、もう協議も尽くしたということですが、極端に言えば、幹事会において協議を尽くして、意見が分かれているので、それはお任せをいたしますという、幹事会の、協議会の方でご判断をいただきたいということで、合併協議会の方も、会長会の方もそういうふうに、そこをちょっと整理をして言ってください。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

松永さん、農業委員会の幹事会、会長会では今の結論はまだ出せませんと。だから、もう1回検討したいので、ちょっと先送りをしてくれませんかという意見でしょう。それを何で事務局はボンボンボン走るんですか。やっぱりその幹事会、会長会には事務局も出席しているわけでしょう。だから、そこらあたりのとこ納得いかないんですね。幹事会、会長会で先送りしてもう1回検討せという事案を、結局事務局の方はあたかも二つとか、一つとかという、農業委員会をつくるとか、つくらないという問題で走っているというのがちょっと納得いかないということですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そこはちょっと説明して、農業委員会に幹事会とか、あいがあるわけじゃなくて、幹事会というのがどういうものだと。その農業委員会の、そこを少し説明されないと混乱されると思いますよ。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

ちょっと組織について、ご存じかもしれませんが、もう1回説明させていただきます。農業委員会の任期及び定数につきましては、最初に農業委員会分科会というのをば行いまして、これは各市町の農業委員会の事務局長さん方が入っていらっしやいまして、これについて最初勉強会をいたしました。そしてその後会長さん、会長代理さん方にいろいろとご説明を申し上げ、3回ほど協議をなされて、先ほどございました四つの項目、二つという、二つ置くというのが四つの項目の分ですが、それがまとまりました。それを1月8日の専門部会、これは各市町の農政担当課長等で組織している会ですが、これと農業委員会の事務局長の会、ここで協議をいたしまして、農業委員会の会長、会長さん方の意見を尊重してこのまま二つの農業委員会の事務局の設置で幹事会に、幹事会は、助役、それから企画担当課長、それから専門部長等ですが、そういうことで上げました。ここで、先ほどから説明申し上げますように、最初から

一つがいいんじゃないかというような話が出まして、5回ほど協議をいただいたわけです。そういうことで5回ほど、4回目まで専門部会といたしましては、会長、会長代理さんの意見を尊重してくださいということでお願いいたしましたけど、やはりいろんな財政面あるいは行政の一体性、そういうものを、合併の問題、合併の効果、そういうものを総合的に判断すると一つがいいんじゃないかということで幹事会で決定いたしましたして、4月8日の事前提案となった次第であります。これは専門部会が幹事会に上げて、幹事会が皆様方の協議会に一つというような案で上げているわけです。なお、私らの立場は農業委員会の事務局長あるいは農政担当課長の会であります専門部の立場で幹事会で決まったことをばご説明しているところであります。先ほど会長さんの方から話がありましたように、農業委員会の会長さん方は、合併協議会の最高の決定機関であります、ここが、協議会が決定機関でありますので、ここで決定してくださいというのをば、2月の16日の協議では、幹事会で決めないで、幹事会で一つ、二つというのを決めなさいで、協議会で決めてくださいというのを話をされました。ですので、私ども専門部会といたしましては4回ほど会長、会長代理さんの言うことをばそのまま上げてくださいということでお願いしてまいりましたが、何回もくどいようですが、幹事会で一つに調整となって現在の三つの調整案で上がっている次第であります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方で専門部会・幹事会の役割、幹事会の構成メンバーがどうなっているのかというちょっと説明しておかれないと、ごっちゃになって。（「ちょっと、議長、すみません。」という声あり）、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

今、松永さんの言われた会長会と幹事会というのは組織が違うんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

農業委員会です。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

農業委員会なんですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その会長会のことを。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

そうすると組織が違うということですか。（「はい、議長。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

私が申しあげました幹事会と会長会は全然別でございます。私が申しあげているの

は農業委員会の会長並びに会長代理、事務局長会議でございます。それで前回も**16**日に事務局にお願い申し上げたのは、取り下げということはできないのかということをお願いしましたがけれども、1回提案したものは取り下げはできませんというようなことでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ですから、先ほど来、ちょっと事務局説明して、組織、はい。（「分かりやすく説明して。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

少しごっちゃになっているようですので、整理をしたいと思います。ご承知のとおり、協議会の組織につきましては協議会規約に定めがあるわけでございます。この今、皆さん方がお集まりの、**53**人の方々がお集まりになっているのが、これが最高の決定機関である協議会でございます。その下に、今日原田委員長の方からございましたですけれども、小委員会の設置規程がございます。それから、この協議会でいろいろ協議をしていただくための整理をする機関といたしまして、いわゆる事務方の方の最高機関と言うんでしょうか、協議会に上げるための機関といたしまして幹事会がございます。これは行政の職員が組織している機関でございます、構成メンバーは、助役、それから各市町の合併を担当する課長、いわゆる企画の担当課長さんと言うんでしょうか、その方々、それから**12**の専門部会がございますので、その専門部会長さん方、今ここにおいでですけれども、いわゆる山下部会長さんもこのいわゆる私どもの幹事会のメンバーでございます。この方々が所属をしているのが合併協議会の中に置かれております幹事会でございます。この幹事会で協議、決定していくための整理をするために下の方に部会が設置をしております。部会ですね。そしてその部会で整理をするために分科会です。これは大体分科会は係長さん方、部会の方は大体課長さん方が所属をされております。特に農業委員会につきましては、それぞれこういう委員会が入っておりますので、この分科会、部会で協議、分科会で整理をされたものを部会で協議をする段階で農業委員会の会長さん、会長代理の方々もいろいろ入っていただきましてご協議を願っております。それが2月の**16**日までに3回開催をされました。経緯につきましては部会長の方から説明があったとおりでございますが、4月の**16**日に第4回の会長、会長代理の会が開催されたというところでございます。組織といたしましてはそういうところでございまして、いわゆるそういう段階を経てこれらの協議会の方に整理をした上で上げてきているということでございまして、幹事会の、私どもが言っている幹事会の役割といたしましては、それらを踏まえて協議会に上げるために整理をした上で本日に、前回の事前提案、本日の協議という形になってきております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

確かにですねこの組織機構からいきますと手順踏んできていらっしゃるんですね。しかし、その分科会の形で先ほど報告をいただきましたけれども、幹事会は決定していることを理解をされていないと、理解はしてないことをこの協議会に上げてくると、ここに問題があるんじゃないですかということも前回は提案申し上げた。そして4月16日に再度その調整をいたしますと。しかし、16日の段階で調整なさって、幹事会の方々調整なさったという位置付けをされているかもしれません。しかし、現実はこの分科会の、部会、分科会の方々は了解をされていないと。ここに大きな問題があるんじゃないですかと。このですね理解を得た上で私はこの協議会に上げられるべきだと、こう思うわけですよ。それで幹事会レベルでは理解をいただきました。しかし、部会や分科会の方は理解しておりません。ここに大きな問題があるということも申し上げたい、ご指摘を申し上げたい。ここに対してきっちり答えていただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

お答えします。実際のところですね農業委員会の担当の私の方に農業委員さん方の任期等の話がありました時に私どもはお断りをしたわけです。といたしますのが、公職選挙法で上がってこられる農業委員さん方のことに関して、議会の方は小委員会が設置がなされております。そのことに関しまして公務員である我々の方が実際のところ決めることは到底不可能であると。そして局長会の、第1回の局長会を溝辺町で行いましたが、その中でも、農業委員会の組織と言いますのは、会長の下に任命される職員が行う、会長さん方の、その委員さん方の補佐をするのが農業委員会の仕事でございます。ですから、逆の立場を局長会で決めることはできないと。それがまず第1点でした。それでどうしても局長会を開く中で会長さん方の会を早く持たないと、会長さん方の意向というのが全然、意向でどうにでもなるといいますか、意向を、意向に反したら我々の職務自体がまたおかしい関係になってくると。そういったような関係にございます。ですから、農業委員会の局長会の中でも会長さん、会長代理さんの会をたくさん持ちましたし、総会の中でも各委員会の方向付けというのをなさってくださいと、そういうお願いの局長会もいたしましたし、会長さん方の方にもお願いしてあります。ですから、実際のところ、公務員である私たちが公選法を使って上がってこられる委員さん方のことに関しまして実際のところ何も言えません。ですから、本来ならばこの協議会の小委員会の方でやっていただきたいというのが本音でございました。しかし、こちらの事務局の方からの強い要望がございましたので、一応最終的にはお受けしまして話を持ってくる段になったわけですが、最後のやっぱり詰めといえますか、どんでん返しです。やっぱり何回やっても会議はその所に落ち着くんじじゃないかと思えます。公選法を使って上がってこられる委員さん方に対しまして我々は何もなす術は持っていないと。ですから、あえて言いますと、皆さん、会長さん方

がおっしゃるのは、合併協議会の最高機関である協議会の方で二つ、一つのそのところについては協議をしていただきたいと。会長さん方もその意向であれば、その意向に従うと。一つなら一つ、二つなら二つという決定がなされれば、それに従いますということが会長さん方の意向であります。ですから、決まるまでは、会長会のそういう意向も、多数決をあえてとらなかったのは、4対3で決めるんじゃないなくて、話をもうちょっと掘り下げたいと、掘り下げて、いろんなそういう意見が出てきました。ですから、そういう場の話をしなないとお分かりいただけないんじゃないかなと思ってあえて今発言させてもらいましたので、部会の方の立場から言いますと本日のこの協議会の方でもんでいただきたいと思っております。以上であります。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

そうだとしましたらですねやはりこの提案の在り方は私は問題があると。これは選択のしようがないんですよ。「新市に一つの農業委員会を置く。」という提案なんですよ。しかし、農業委員会の方々の会長さん、会長代理の方々は二つ案をとにかく上程し、この法定協議会で協議をし、その選択肢に対しては従いますよというご意見に聞こえるんですね。そこん点を確認をさせてください。これは松永会長さんもおいででございますのでね、ちょっとそこん点を確認させていただきたい。

○始良中央地区合併協議会農業委員会分科会長（西山 幹夫）

今おっしゃいましたそのとおりと解しております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいでしょうか。前回のこの議論をされた時に、そのために資料を付けられて一本化に幹事会としては整理をして、そこまで議論した上で上げているんですよという話であって、二つ案を上げるということについてはいろいろあったけれども、ちゃんとここに書いてあるんじゃないんでしょうか。今言われるように、「そのとおりでございます。」と言われると、二つ案を上げないかんがな。そうじゃないんじゃないんでしょうか。ここ、ちゃんとこう書いてあることと、今言われたこと、ちょっと皆さんが戸惑われますが。はい、ちょっと関連してでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

専門部会長がですね先ほど説明をされた中で、4月16日、幹事会、専門部会とですね農業委員長会で説明されたと。そしてその後に農業委員長会の皆さんがですね一つのその農業委員会でいくということに対して了解が得られたと、そういう説明があったと私記憶しておるんですけども、ですから、松永委員さんがですねその委員長会でまたその再考をしてほしいという意見を出された、先ほど出されまして、会長、その意見に対して意見はありませんかということがありましたけれども、何もなかったわけですけども、やはりここで幹事会が提案をしておるのはもう一つの農業委員会でいきますよと。そして延時委員さんまたご意見いただいたように、後は、その一

つで進めて、中をですね対応をうまくしていきましようやということで説明を、幹事会、専門部会としてはですね私どもの方に提案をされているのではないかなあと。その延時委員さんのことまではちょっとあいでしたけれども、とにかく、繰り返しますけど、一つの農業委員会で農業委員長さん方に専門部会では説明をして、了承をされましたよという具合に理解すればよろしいんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

私は、農業委員会の会長、会長代理の会では小委員会が設置できなかったのは非常に残念がっているわけでございます。それと幹事会の意見だけで決まるのであれば、農業委員長、会長代理の会というのは何であったのか。3回もしたのに、一つもくみ入れられないということはどういうことかというようなことでございます。それでこの一つという案につきましては、約6人、6町がですね、1市5町ですか、1市5町、6町、市町村が賛成しておりません。納得しておりません。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

例えば、こういうことでしょうかね。事務局のちょっと、例えば、これは本来幹事会で議論すべきじゃなくて、農業委員会については小委員会を設置して議論すべきじゃなかったのかという一番振り出しに帰る。それはこの協議会の時に小委員会を置くのは、選挙の部分と名称の部分については置きましょう。その他は幹事会、分科会で議論しましょうということが一番最初に決めてスタートしていることと少し相矛盾するような気がするんですが、そのために幹事会もご苦労いただいて協議をされてきて、その代わり、農業委員会そのものについてはやっぱり独立性という考慮していろいろ議論しなければならぬけれども、そこで出された意見は十分にこの場に出して議論しましょうというのが今日の形になっているのではないかというふうにこの出された資料等から十分うかがえるんですけど、その辺は、ということは、例えば、農業委員会で全会一致で二つだというふうに決められたとしても、小委員会を設置してですね。この場で協議して、それが通らない場合は、決まるのと同じ過程なんですね。それを農業委員会をという小委員会を置かない形で、幹事会、そこら辺で十分議論されてきてここまで至ったという、筋道は同じ議論だろうと思いますけれども、そういうふうに理解して今ここに至っていると。小委員会を置いたならば、小委員会で全員二つという案が上がってきたけれども、この場ではどういう議論がされるかというのはまた別だ。これが小委員会じゃなくて、幹事会という形で、最初からそれで議論しましょうという形で、その代わり、小委員会を置くべき農業委員会の意見も十分聞きながら、意見がまとまらないままにも、その意見をちゃんと付けた形でこの協議会に上げようというのがこれまでの経緯ではなかったのかというふうに理解をしているんですけど、そういう、事務局の方そういうことなんでしょう。どっち、そこ、ちょっと、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

事務局もねえ大変だろうと思いますよ。それで私はですね、この農業委員会の制度について小委員会をつくらなかったということは、もうスタートしているわけですから、つくってないんですから、農業委員会の松永さんにもお伺いしますけれども、やはり先ほどですね議員の関係につきましても、最終的には、採決によって8対6だったけれども、多い方に、民主主義のルールとして多い方に最終的には全会一致という形で提案いただきましたけれども、やはり農業委員会もですね、この二者択一でこの協議会に諮れというのは、これはやっぱり議案として出す方はですね一本に絞って出さざるを得ませんよ。だから、私は、農業委員長、会長代理会でもですねやはり最終的には民主主義のルールにのっとってやはり多い方でまとめて提案してくださいと、こうなるべきではなかったか。また、事務局もそういうふうにお願いすべきではなかったか。小委員会ができていないんですから、会長、会長代理さんの所で最終的には、そんな問題はないかな一本化というのは難しいですよ。もうやはりそれぞれ地域性とかありましてですね一本化するの是非常に難しいんだろうと思いますよ。議員の定数だってあるいは議員の任期の関係だってやはり一本化はできなかったわけですから、やはり農業委員会会長さん、代理さんの所でのですね、最終的にはやはり皆さんに、事務局にも迷惑をかけるわけいかんだろうと。また、二者択一出すことは議案としては馴染まないだろうということで、やはり一本化を図っていただくことが理想ではないか。そういうふうにしていただきたいものだったと。また今からでもですね、差し戻してもうちょっと検討させてくれということであればですね、先ほど延時委員さんもおっしゃいましたように、一つであっても地域部会でもつくれば十分趣旨は生かされていく部分もあるということも説明した上でですね、今日のところはいろいろ議論が百出しておりますから、できればですねもう一遍会長、会長代理会にも事務局も一緒に行ってもんでいただいて、次回もう一遍提案いただくということにするのが今日のところはいいんじゃないかなあと、こんなふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

関連しましてですね、その農業委員会に差し戻して検討の場合ですよ、その二つありきからスタートするんじゃないかと、まずこの合併協議会の趣旨から見ますとですね、私は幹事会の提案は、私の意見ですから、非常に妥当な線が出ていると判断しているんです。ですから、それを農業委員長会でですね一つではどうしていけないのかと、やれないのか。今新しい法律がですね用意されておるようですが、先ほど来出ており

ますように、地域部会とか、その地域に応じました部会等を設置することでそのことはできないのかということまで突っ込んで議論をいただきましてですね、その上でどうしても二つなのか、一つなのかというのでなければですね、私は議論を二つからスタートさせていって一つにするというのはできないと思います。ですから、そういった形で一つありきというところからスタートしていってのご判断をいただきたいと、こう思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、松枝委員からお話が出ましたが、基本的にはこの提案の一つの考え方というのは一定の理解できるけれども、議論していただく、もう1回農業委員会で議論していただくとすれば、この考え方で、さらに延時委員がお話ございましたように、法案が今提案されている。必置規制から任意規制になる。そういうことであれば弾力的に地域分科会的なものを置いてそういう形でもできないのかどうかという投げかけ方をしていただいて、それに対する農業委員会としての意見の集約をしていただきたいというそういう趣旨だということですのでよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

そのような形で再度農業委員会の方に今の趣旨でご議論していただいて議論、協議をしていきたいと思えます。はい、事務局長。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

少し、1点ほどちょっと確認といいますか、今そういう形で集約をしていただきましたので、また、会長の指示を受けまして私どももその作業にあたりたいとは思いますが、先ほど松永委員さんの4月16日の報告の中で1点だけちょっと確認というか、させていただきたいんですけれども、最後に近い部分だったと思うんですが、1期3年間は設置をしていただきたいというご発言があったと思うんですけれども、これは、例えば、二つを置くのは、ずっとではなくて、1期だけ置いていただければ結構だという意味から1期3年間という、そこら辺の集約がなされたのかどうかを少し確認させていただきたいと思うんですが。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

そのとおりでございます。1期3年間と、だけは設置してほしいということでございます。（「議長、私いいですか。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

今、今のこの農業委員会の件で事前提案の時にも質問させていただいて、市長の方からも最後の方に「完成品を提案したら議論はないから」ということでお答えいただきましたよね。私その時も、さっき西村さんおっしゃったんですけれども、申し上げ

たと思うんですが、この対話不足ですね、そのことを本当指摘して、たかだか1時間も行けば行き巡ることができる地域ですよ。飛行機で行かなければならないとか、何日もかかるとかいうそういう地域ではないですよ。もう既に事前提案されたのは8日です。その時も問題点というのは私も質問いたしましたし、ほかの委員の方もおっしゃったわけです。それがまた繰り返されているわけですね。ですから、もっと真剣にですねまとめる努力をされないと、次回に延ばされたとしても、また同じことを繰り返すわけですから、ここで出されたのはですね本当に真剣にまとめていただきたい。一つでも、二つでもどっちでもいいと思うんですよ、私。いいんですけれども、本当に一体となって農政を進めていくですね機関ですから、やっぱり気持ちを、心を一つにできる対話をしていかなきゃいけない。ですから、助役たちでつくる幹事会も、農業委員会会長たちでつくる会長会も合同ですねもっと、この2週間そこそこありますから、是非ですね会合を持っていただいて、その型にはまった会合ではなくてですね、ざくばらん心が通い合うような形をとっていただく。そしてこの場に提案していただくということ、これが一番大事なことだと思うんです。ですから、是非ですね、この前市長はああいう答弁をされましたけれども、私は本当に熱心になってこれをまとめようとされたのであればですね今日のようなことはなかったと思うんです。是非その点はですねもっと気持ちを入れてまとめる努力をしていただきたいというふうに思います。また、もう1点ですね、今、先ほど来議論になっています農業委員会法の改正の提案が国会に上程されていますけれども、この中で第12条関係のですね、専門部会長いいでしょうか。12条の1項、現在は農業協同組合と農業共済組合から委員が出されていますね、専任による委員として。これに水利組合の委員が加わるはずですよ。そうしますと水利組合は統合はされていません。ですから、そのあたりをですねどういうふうに対応していくのかですね。次回は是非回答いただくように勉強しておいてください。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにありませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

そいじゃあ先ほど申し上げました整理の方法でご議論をしていただいて、次の段階で協議を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。暫時休憩いたしたいと思います。

「休憩 午後 3時05分」

「再開 午後 3時16分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開します。議事の(2)、協議第55号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目

13)、本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、補足等がありましたら説明をお願いします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、前回の協議会の資料別冊2、協議第55号、協定項目13の条例、規則等の取扱いについて再度の提案説明と補足説明をいたします。協議事項の内容につきましては前回の協議会で提案説明申し上げましたように、条例、規則等の制定にあたっては三つの区分により整備するというものでございます。一つ目が、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき調整された公の施設の位置や組織に関するもの、あるいは給与や人事に関するもの、市民の権利や利益の保護等市政執行上空白時間の許されない条例等については、専決処分した上で合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの、二つ目が、新市において事務事業の統廃合又は全市域での施行方針が決定し次第議会に提案し、施行されるまでの間、地方自治法施行令第3条に基づき合併後一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの、三つ目が、新市発足時に一度失効することとなるが、その後新市において新市長が逐次制定する条例や議会が定めることとなる条例である合併後逐次制定し、施行させるものという三つの区分で整理するというものでございます。なお、前回の協議会で失効する条例はあるのかとの質問がありましたが、資料の1ページの下欄にお示ししておりますように、1市6町において施行している条例は、専決処分する条例、暫定施行する条例、失効する条例とそれぞれ三つに区分されます。表には記載されておきませんが、三つに区分される前に1市6町の条例の失効というのが出てまいります。このことは、1市6町のすべての条例等は新市発足と同時に失効しますが、新市の条例は、ただいま説明いたしましたように、新市の発足と同時に、専決処分で新条例が制定されたり、暫定施行されたり、一旦失効した後、新市で改めて制定される等の三つの区分にして取扱いがされていくということでございます。なお、既に事務事業が終了し、新市においても施行の必要のない条例等があれば、それも当然失効することとなります。以上でございますが、前回も申し上げましたとおり、今回の協議はあくまで条例や規則等の取扱いの基本理念をお示ししたものであり、この基本理念を決定していただいた後は、現在協議会や幹事会等で調整された協議事項を具体的に条例化するため、今後1市6町のそれぞれの条例や規則等の内容を精査し、新市なものとして一本化する作業に取り組んでいくこととなります。以上で提案説明と補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

お尋ねをいたします。専決処分というのは地方自治法、裏の方に書いてありますけれども、**179**条あるいは**180**条ですね、この**179**条というのは「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないとき」というそういう場合、例えば、国会において健康保険法の改正がされて税率の改正とか、そういったものがされて補正予算、補正予算といえますか、税率の改正とかですね、そういったのを専決処分されるのが議会には提案されてくるわけですね。あるいはもう一つは、**180**条に書いてあるのは、議会の委任による専決処分、議会の権限に属する事項で軽易な事項というふうになってありますね。この2点に通常は関わるわけですが、ここに掲げられていますこの1の専決処分、それぞれですね条例、これは確かに新しいまちが発足してですね間髪を入れずに施行していかなければならないものだというふうに私も考えますが、この専決処分ができるですね法律的な根拠というのはどういうふうに理解されておられますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。先ほども委員の方からおっしゃいましたように、地方自治法の**179**条、議会を開く暇がないというようなことでこの専決処分をしていくことと考えております。旧1市6町は1月**31**日で終わります。そして2月を目標としてということでございますけれども、実際そういうことでいろんな相当数の条例数がございます。それをまた議会に提案して、審議していただいて、議決をいただくというのは相当数のまた日数もかかるということで、先ほど言いましたように、空白期間を置くことはできないというような条例等がございますので、このような専決処分という方法をとっていくということと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに質問がないようでございますので、それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。本件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**55**号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目**13**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第**56**号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目**17**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局から提案説明を行っておりますが、補足説明等がございますでしょうか。はい、部会長、事務局長、事務局、すいません。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

資料は第**22**回の別冊3でございます、協議第**56**号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目**17**）でございます。これにつきましては前回詳細につきまして説明を

させていただきました。今回は概要説明をさせていただきたいと思います。8ページをご覧ください。一番下にありますが、合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、「市町村合併に際しては、その区域内の公共的団体は、その統合整備を図るように努めなければならない。」となっております。協議を求める内容につきましては、一番表紙でございます。表紙をご覧ください。公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、その在り方について以下の方針により調整に努める。一つ、1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。2番、1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。3番、1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。4番、各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。5番、各市町独自の団体で公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要がある団体は、新市において調整する。以上の調整方針でございます。なお、今後の公共的団体等の統合協議につきましては、協議会で調整方針を承認いただいた後、各分科会、専門部会を中心に調整方針に基づき調整をさせていただくこととなりますけれども、行政がすべて指導できる団体ばかりではございません。各団体の意向等も十分踏まえ調整を行うこととなります。以上、協議第56号、公共的団体等の取扱いについての提案説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

質問ではございません。1ページですね交通安全の牧園町の部分で「国分地区交通安全協会」とありますが、「横川地区交通安全協会」の誤りだそうなんですけども。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

すいません。ご指摘のとおりでございます。1ページの上から2番目の、交通安全の2番目ですけれども、牧園町のここが「国分地区」になっております。これを「横川地区」に訂正をお願いいたします。すいませんでした。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんか。（「議長、よろしいでしょうか。」と言う声あり）、はい、稲常委員、稲垣委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

すいません。例えば、具体的にちょっと教えてほしいんですが、私PTAを長いことしてましたので、始良郡の場合は始良郡PTA連絡協議会というのがあるんですね。国分の場合は国分市PTA連絡協議会というの、市の場合は市がそれぞれ持ってますし、郡は郡単位です。連絡協議会を結成しているわけですが、これのその新市への統合ということは、つまり始良西部、東部、北部、それぞれがその団体において協議して分かれるという、分かれるというかな、そういう手法というか、そういうのをとっていくのか、それとも何らかのその行政の方で、教育委員会とか、教育事務所、そういった所で音頭を取って何らかの指導、統合の指導、助言をしていくというそういう形をとるのかですね。そこあたりは具体的にはどういうふうになりますか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今、PTA関係の実際に名を出して話がありましたけれども、まず、PTA関係は6ページに書いておりますけれども、1市6町どこも各市町にPTA連絡協議会がございます。これにつきましては新市、霧島市になりますので、まずはこの霧島市での連絡協議会が一本化する必要があると思います。そして、今言われるように、始良郡内のまたそれを束ねた上の段階でのPTAのそういうような連絡会があれば、そこに行くんじゃないかというふうに考えております。まずは新市で一本化を図って、その上の段階でまたそれぞれに一本化を図っていくというような段階を踏んで作業を進めると考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

つまりそれは、始良郡PTA連絡協議会の場合は、国分市もそうですが、始良教育事務所が事務局になっていますよね。国分市は違うのかな。そういう指導機関、助言機関が何らかの調整の役割を果たすということはないんですか。そこあたりはどうなりますか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

この前も若干言いましたけれども、8ページの方にですね地方公共団体の監督ということで地方自治法の157条がございます。ここの中に地方自治法においては公共団体等の、地方自治法では公共団体の監督権が行政にあるというようなことがうたわれております。そういう面におきましては、霧島市においては霧島市でブロックごとに最初一本化を図って、そしてそれをもって、また、県の段階であれば県の段階でそれぞれ協議をしながら一本化を図っていくという手はずになると思います。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。（「はい」と言う声あり）、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにはないようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**56**号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目**17**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第**57**号、第三セクター等の関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目**25-25-②**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で公営企業等専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明がございますでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

公営企業部長の濱崎でございます。この件につきましては4月の8日の第**22**回協議会資料別冊4、協議第**57**号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目**25-25-②**）、事前提案としてこれまでの協議、調整等の経過を説明申し上げましたので、これにつきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、説明いたします。協議第**57**号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目**25-25-②**）でございます。第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。2、鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併日前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入れする。また、各支社の残余財産は、新市（土地開発公社）に帰属するものとする。平成**16**年4月**21**日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、よろしくご協議、ご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

お尋ねしますが、5ページのですね、すいません。ありがとうございます。5ページの開発公社の土地の所有面積等ということでそれぞれ各関係市町のですね、牧園町さんがないわけですが、それぞれ所有している面積が、簿価等ですね表示されているわけですが、この土地のですね全くこの何年も動いてない、例えばですね、5年も、**10**年も動いてないという土地があると思うんですね。ここでどこがどんぐらいということは細かくてですねなかなかできないと思うんですが、後でよろしいですけども、その資料としてですねこの土地、この、例えば、少なくとも5ha程度以

上のまとまった土地は何年に買いましたけども、いまだに持ったままですとかいうようなですねそういう資料はいただけないものでしょうか。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

ただいまの件につきましては、事務局の方とまた相談して検討したいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今この②のですね鹿児島県土地開発公社から我々、国分市が別だし、各6町は県の支社ということになっていてるわけです。それで結局この内容を見ますと、結局借り入れた金は1年以内に返済をなささいということですが、当然返さなければいけないわけですが、これを返すためには、国分市の結局土地開発公社、これに合体するわけですから、そうした場合に国分市の開発公社が今度は、例えば、金融機関から借り入れをして、そしてそれをまた借りて県の公社に返さなければいけないというふうに考えているわけですが、当然国分市の開発公社が借り入れをするためには、今度新市の議会の承認をいただかなければできないと思うんですが、事務的に、1年だから、こい
でできるとは思うんですが、そこ辺がよく県の土地開発公社ともう1回念を押して詰めておく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、そこ辺をひとつ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方、部会の方です。はい、すいません。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門部会長（濱崎 幸嗣）

この件につきましては、16年の3月9日の日に鹿児島県町村土地開発公社の方から、清算の期間は、合併後1年以内に清算を完了するというようなことで業務清算についての承諾書を得ていますので、間違いはないと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

質問の者はもう1回質問して。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

1年は間違いはないんですが、実はこの経緯があるわけです。というのが、合併してすぐ返ささいということで、一応県の開発公社にうちが申し入れをしたわけです。何で、そげん簡単に返せるわけではないでしょうがということで、それからそれなら3か月とか、それから最後は6か月というそこまで来たわけですが、ほいでもまだ短いと。新市で担保をして、議会に諮って担保をして、そして借り入れをしなければ返せませんよということで再度、再三県の公社ともうちん公社がそこ辺を詰めたわけです。そして1年ということになっておりますが、こいの1年については私も存じていなかったもんですから、それで果たして1年で、確か、県の開発公社から借り入れをしていらっしゃる、いらっしゃらない所もあるわけですが、そうした場合、この金はどう

しても、不動産を買い求めて、それを処分をしなければはっきり言うて返せないわけですから、どうしても新しい国分市の、市の開発公社を今度霧島市の開発公社ということに名称を変えて、そして新しい、今度合併すれば新しい議会ができて、その議会にお諮りをしなければ、担保も、保証もできないということですので、私が1年でどうかなあと考えたもんですから今発言したわけですが、再度この件についてはまた県の開発公社とも協議をしていただいで、できるものであればもう1年、もうちょっとでもですね猶予をいただいでおいた方がいいんじゃないかという意見でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方、はい、部会の方ですね、はい、すいません。

○隼人町企画課長（林 兼行）

隼人町の企画課長でございますが、私の町長にちょっと事前の説明が不足をいたしておりますが、1市6町で構成しているわけですが、今現在単独方式をとっているのは国分市だけでございます。なお、6町のうち本社の借入れをしておる町は、溝辺町さん、隼人、福山の3町のみでございます。総計をいたしますと約9億になります。今、町村会、本社の方と協議の過程につきましては、町長の方からありましたとおり、3か月、6か月と、最終的には1か月という公文を、1年という公文をいただいでおりまして、この1年の間に新市において債務負担をいただいで、この間に債務を完遂するという状況でございます。国分の30億につきましては、その間に返す方がまたよろしいというわけでございますけれども、即ということはちょっと日程的に無理があるのかなと、財政的にも無理があるのかなというふうに思います。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、本社がある鹿児島の方に返すところの部分についての部分について1年以内でということでしょう。それは、今言われましたように、議会の決定をいただいで、債務限度額を含めて決定をいただいでということだけ、町長が心配されるのは1年以内短とじゃないかということなんですが、その辺については、よろしいですか。速やかにせないかん。町長、1年という部分がずっと延ばされてきて、不安が少しあるようであれば、詰めてきた結果が、開発公社としては、県の方としてはそういうことなんですね。1年までというような、よろしゅうございますか。はい、町長、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

はい、了解しました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにご質問がないようであれば、委員の皆さん方にお諮りをいたします。この件

につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第57号、第三セクター等関係事業【開発公社】の取扱いについて（協定項目25-25-②）は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、今日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願いたします。会議次第5の(1)、協議第58号、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25-27-③）を議題といたします。本件は行政委員会等専門部会の所掌事務となっておりますので、行政委員会等専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門副部会長（松元 政和）

行政委員会等部会副部会長の松元でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。本日は分科会より分科会長並びに関係職員も出席をいたしております。こちらの方もよろしくお願い申し上げます。それでは、資料別冊1をお開きくださいませ。協議第58号、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25-27-③）でございます。その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整する。2、開票区については、合併までに調整する。3、不在者投票、期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整する。4、ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置については、合併までに調整する。5、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整する。平成16年5月13日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、以上5項目の協議内容でございます。1ページをお開きください。まず1項目の投票区についてでございます。現在1市6町で108区の投票区がございます。それぞれの数は資料に記載のとおりでございますが、投票区の再編となりますと住民の方々の混乱等も予想がされ、また、住民サービスの根幹という点から考えましても配慮が必要かと考えられます。このようなことで新市最初の選挙におきましては現在の状況を引き継ぐべきという意見が出されておるところでございます。調整方針といたしましては、投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整するといたしております。次に、2項目でございます。開票区についてでございます。開票区につきましては法の中では市町村の区域となっております。このようなことで新市におきましても基本

的には一つの開票区ということになるとと思いますが、先ほど原田小委員会の委員長のご報告もありましたけれども、市議会選挙におきまして選挙区が設けられるようなことがありますと市の区域をそれぞれ分けて開票区を設置するということが考えられるところでございます。それに加えてそうなりますと事務従事者とその体制についても調整が必要かと考えられます。このようなことから調整方針といたしましては、開票区については、合併までに調整するとしております。次に、3項目の不在者投票、期日前投票所の関係でございます。現在事務執行の場所をそれぞれ市町の本庁舎の中に置いてあります。しかし、合併に伴いまして行政区域の拡大等によりまして住民の利便性など住民の投票のしやすい環境づくりを考えてまいりますと、予定をされております総合支所などへの設置も必要かと考えられているところでございます。また、このようになりますと事務職員、投票管理者、立会人等事務執行体制あるいは受付時間の調整が地域の状況等考えながら十分考慮していかなければならない事項かと考えられます。それから、また、現在電算上の不在者投票システムが2市町で運用されておりますが、これにつきましても早い時期に導入への調整が必要かと考えられます。調整方針といたしましては、不在者投票、期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整するとしております。次に、4項目のポスター掲示場の設置についてでございます。現在実際の設置箇所が、お手元の資料にございますように、合計で578箇所という数字が出ております。公職選挙法に基づき市町村は条例を定めることでポスター掲示場を設けることができるということになっております。現在6町につきましても条例がございません。設置費用については候補者負担となっておりますところでございますが、条例化をいたしておりますのは国分市だけでございます。また、設置箇所につきましても投票区の人口等や経費の面というようなことを考慮いたしまして調整が必要ではないかと考えられます。このようなことから調整方針といたしましては、ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整をするとしております。次に、5項目の選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営についてでございます。公職選挙法に基づきまして市は条例を定めることで自動車の使用、ポスターの作成については無料とすることができるということになっております。これに基づきまして国分市は条例化をいたしておるところでございます。このような点から調整方針といたしましては、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整するとしております。以上で説明を終わりますが、後ろの方に関係資料は添付をされておりますので、お目通しをいただきたいと思います。よろしくご協議をいただきますようお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま行政委員会等専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等はいかがでしょうか。はい、稲垣委員、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1点だけお尋ねしたいんですが、新市に発足してですね市長選挙、それから市議会議員選挙があるわけですね。そうしますと関係条例の整備というのが必要になってくるわけですが、先ほどの協議が終わりました条例等の中では、専決処分にはそういった条例は出てきてないんですけれども、この各関係条例の整備はですねどういう形でなされていくのかお示しいただきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

どっちが答えますか。はい、総務部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。この選挙につきましてもいわゆる空白期間が置けないものと考えておりますので、この協議会の中で調整、承認していただければ、当然即決事項の条例ということになると思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにご質問等がないようでございますので、協議第58号、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25-27-③）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、本件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。次に、会議次第第6のその他でございます。まず、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局の方からは、はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第24回合併協議会は、5月13日（木曜日）午後1時30分から当多目的ホールで開催いたしますので、ご出席よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。本日も大変長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第23回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時58分」